平成２４年（フ）第１７０号
群馬県高崎市貝沢町490番地１　ハピネス三友Ａ１－３
債務者　坂本　義信
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５４０号
埼玉県上尾市向山３丁目20番地２
債務者　関川　和子
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９７９号
さいたま市桜区新開１丁目６番24号　オーユパレス西浦和201、旧住所さいたま市桜区西堀４丁目11番７号109
債務者　金内　廣志
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９８０号
さいたま市桜区新開１丁目６番24号　オーユパレス西浦和201、旧住所さいたま市桜区西堀４丁目11番７号109
債務者　金内　勝代
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
埼玉県春日部市大沼６丁目113番地　ピュアガーデンＹ壱番館206号
債務者　若林　貴之
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３１８号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番７―301号
債務者　太田　彰弘
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
埼玉県本庄市日の出４丁目15番４号　エルディム田口104号室
債務者　大谷　　司
１　決定年月日時　平成24年７月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１０１９号
名古屋市中村区豊国通３丁目８番地の１
コーポＲ＆Ｋ　３Ｂ号
債務者　田中　峰生
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０７２号
愛知県小牧市新町１丁目80番地
債務者　麺屋我道こと　岡田　進矢
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２１６号
愛知県小牧市大字東田中2476番地11
債務者　田中美代子
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２３６号
名古屋市南区神松町２丁目37番地
債務者　海津　孔児
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８９号
香川県高松市藤塚町１丁目16番28―902号
債務者　三谷ひろみ（旧姓山内）
１　決定年月日時　平成24年７月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５２号
福岡県京都郡苅田町尾倉４丁目９番地３
債務者　山本　陽子
１　決定年月日時　平成24年７月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
茨城県稲敷市月出里626番地14
債務者　四ツ谷武久（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
長野県松本市大字里山辺1550番地１
債務者　藤平　健洋
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２９９６号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目３番41―403号
債務者　中津留正博
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１１０号
大阪府東大阪市寿町３丁目15番29―602　高橋方、住民票上の住所大阪市東住吉区西今川４丁目15番７号
債務者　川　新一郎（旧姓辻）
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１４８号
大阪市平野区加美北１丁目25番５―603号
債務者　柘植　翠蓮
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部